

限界集落における土地利用の変遷と 上・下流域関係に関する一考察 —群馬県多野郡神流町持倉集落を事例として—

702-008 酒井重年 指導教官 西野寿章

History and factors of land use change in mountain village
and policy influence from lower reach
—A case study of Mochikura-village in Gunma Prefecture—

Shigetoshi SAKAI

I はじめに

日本の国土の特徴は急峻な山とそれを貫く比較的短い急流を特徴としている。従来、日本においては川を一本の動脈として上・中・下流域が一つの集合体を形成し山村・農村・都市・漁村がそれぞれの役割を持ち、そして、その役割を果たしてきた。だが現在、関東山地においては限界集落が続出しておりこの現象をどう捉えればよいのか、この限界集落続出の発生は近い将来、山村の消滅を意味し、そのことが国土保全をはじめとする水資源問題など数多くの問題を発生させることとなる。この限界集落の発生こそが今多くの諸問題を包含しながら潜在化、或いは顕在化している諸問題（ダム問題や環境問題等々）を更に深刻化させていくのではないだろうか。山村の存在はこれらの諸問題とは切っても切れない位置づけにある。これらの諸問題と直接対峙しているのが山村である。しかし、現在、山村は水利用、環境問題など下流域の人たちのためにその土地利用の変革が強いられている。そして、その延長線上の水利用や環境問題等では生活が出来なくなっているという事実。その結果、山村の消滅もやむなしとなってきた。本当にそうなのだろうか。下流域の人達の主としてその時々ニーズ、例えば観光資源やゴルフ場の開発などで山村の存在が左右されてよいものだろうか。ダム問題、河川管理、電源開発、森林資源問題然りである。しかし、こういった問題は下流域の側面だけで考えられる程単純ではない。筆者は山村の存在が国土保全問題を始めとする諸問題に必要だと考えている。しかし、現実には廃村に近づく山村がある。多野郡神流町持倉集

落がその例である。この集落の土地利用変化を分析することによって下流域の人達のニーズが上流域の土地利用を変化させ制限してきたことが判明してきた。上流域の存在は下流域の人達のニーズに振り回されてきた歴史でもある。これらを分析することにより限界集落の相次ぐ発生メカニズムの一部が判明出来るのではないかと考える。

II 神流町持倉集落における土地利用分析

持倉集落の位置及び土地利用の形態 (図1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)

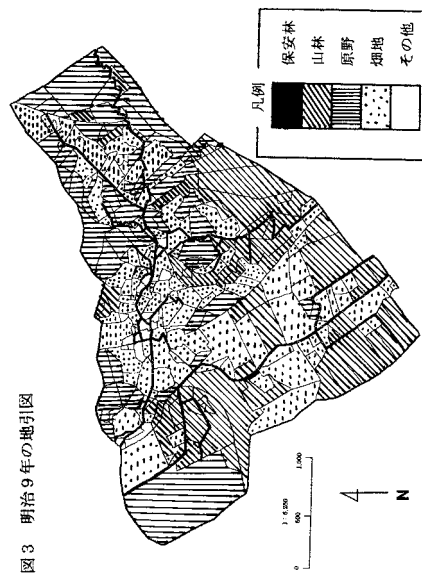
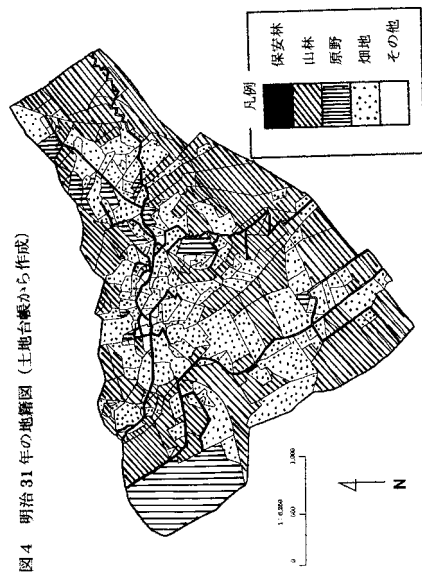
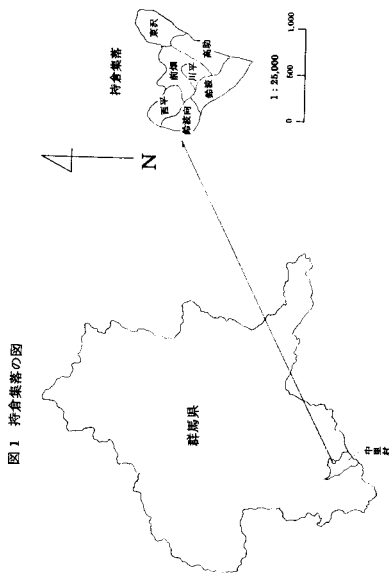
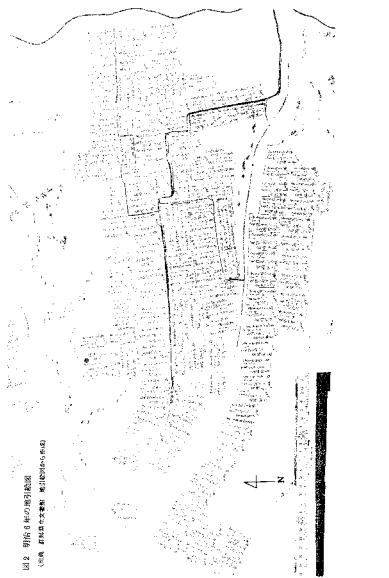


図6 昭和14年の地籍図（土地台帳から作成）

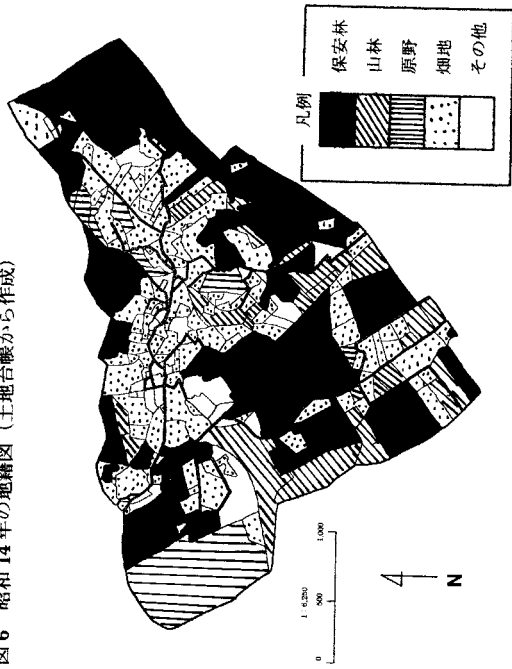


図5 明治44年の地籍図（土地台帳から作成）

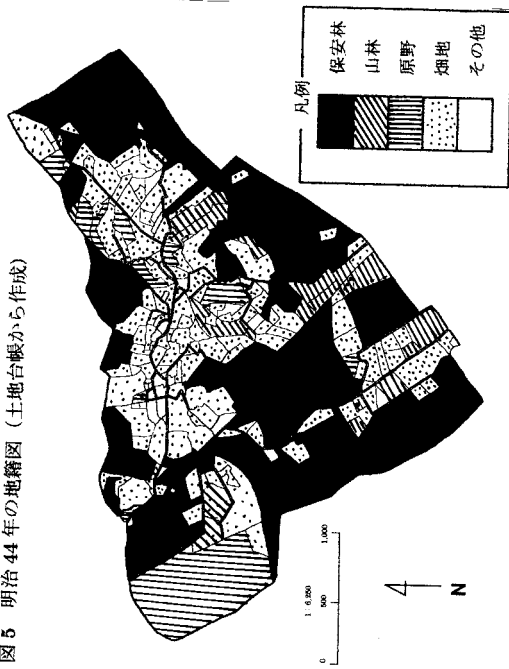


図7 持倉集落の土地利用変化

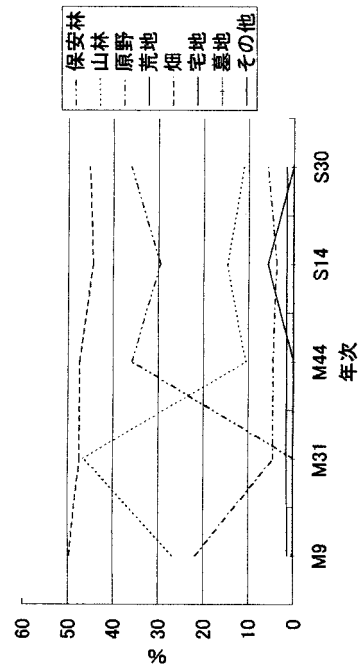


図2、3では明治初年から明治43年までの土地利用を述べているが厳しい自然環境にも拘わらず人々はその土地を利用し生活を続けることが可能であった(表1、2、3、4、5)。主に養蚕業、林業、畑作で生活出来ていたことが伺える。

表1 明治43年の中里村の仕事

	男子の仕事	女子の仕事
春	桑園耕運、麦の手入れ、植樹 薪及簇の採取運搬	紙漉、機織、裁縫
夏	養蚕、麦の収穫、下刈、秋作播種 桑園耕運	養蚕、製糸
秋	収穫、草刈、麦播	製糸、収穫
冬	薪炭材の製造及び運搬、草負 落葉掃き、楮の採取、桑園耕作 麦の追肥	裁縫

表3 明治6年平原村の農産品

大麦	小麦	大豆	小豆	
270.90	41.20	43.41	28.25	
粟	黍	稗	蕎麦	里芋
25.78	13.76	78.35	18.75	250荷
馬鈴薯	蒟蒻	繭		
20	100駄	75石8斗6升		
生糸	屑糸			
3石6斗	7斗			
(単位：貫 荷：1荷6貫)				

表2 江戸時代の耕地面積

種別	魚尾	神原	平原	尾附	合計
上畑	4反905	6反105	2反325	1反822	15反227
中畑	6.327	20.317	2.600	2.804	32.118
下畑	22.029	44.404	12.916	8.413	87.902
下々畑	53.208	44.824	27.411	10.211	135.824
荒地	113.815	24.308	37.522	10.010	195.722
山畑	102.815	55.429	67.420	15.127	241.000
桑畑	11.311	11.214	3.822	1.729	28.216
楮畑	75.922	43.205	29.618	17.600	166.416
切替畑	105.603	140.216	258.714	27.124	531.727
屋敷	12.900	10.822	10.908	2.309	36.919
合計	509.113	411.104	453.606	97.529	1471.422

表4 中里村桑園反別及び収穫高

反別	収穫高	備考
M23年	1521.200	128,930 貫
25	1483.000	183,400
27	1456.000	255,300
29	1476.000	171,800 霜害
30	1556.000	261,000
31	1655.000	411,100
33	1856.800	468,000
35	1860.000	523,000
37	2000.000	600,000
39	2000.000	470,000 霜害の為 目減り
40	1500.000	200,000 洪水の為 減少
41	1500.000	200,000

表5 下仁田社中里組

年度	人員	糸量	代金	年度	人員	糸量	代金
M27	13	129貫631匁	5,892円31.8	35	45	225.419	3,417.76.8
28	25	183.910	8,359.59.3	36	48	253.018	5,813.62.5
29	31	233.064	9,875.59.3	37	50	349.527	19,747.85.3
30	36	284.479	4,295.40.2	38	49	297.107	17,888.80.2
31	45	247.489	2,691.70.2	39	51	387.789	26,812.14.2
32	74	424.430	7,922.99.3	40	52	395.910	25,838.46.0
33	65	494.830	4,020.87.4	41	58	383.584	22,062.18.0
34	64	380.420	452.66.3	42	67	475.676	25,290.11.0

(表1～5はいずれも中里村郷土史より出典)

III 持倉集落における土地利用変化分析の結果

明治6年、明治9年の絵図（図2、3）と明治31年の地籍図（図4）との比較から農地が増加していることが分かる。この畑地は養蚕業のための桑園であった。山林、原野については、特徴的なことは原野は稈などの肥料供給地であり、山林についてはこの周辺は幕領でしかも御巢鷹山が多く明治初年には官有林とされていた。しかし、その後、明治5年の「官有地払下規則」や、入会地の下戻しなどがあり漸次私有林が増加してきたと考えられる。

また、明治30年には森林法が策定され保安林制度も整備されていたが持倉集落には1筆もその存在はなかった。これらのことから保安林制度はあったが専ら官有林への適用だったと考えられる。

IV 明治43年の大洪水を契機とした森林管理と持倉集落の山林変化

従来、森林の乱伐と盗伐が水害を引き起こすことが予測されていたが、この章において明治43年の大洪水が引き起こした山村の変化を述べた。それは、この水害を契機として森林法を改正し、保安林編入促進への道筋をつけたことにある。ここに始めて森林の多面的機能の認識や今日、発生しているダム問題の原点が見られるように思う。

大水害はその規模、被害額の大きさに突出しており、政府も治水に乗り出さなくてはならなくなっていた。下流域の人達のために。これを機に山村とその存在は下流域のための存在として認識されるのではなかろうか。歴史的な転換点とも言えるのではないか。

持倉集落においても明治44年以降（図5）政府の造林補助などの活用により急速に保安林が増える。一方、保安林促進と同時に開墾については厳しく制限され畑地（桑園）の面積も縮小へと向かっていった（図7）（表6）。

表6 持倉集落の土地利用変化

(単位m²)

	M6	M9	M31	M44	S14	S30
保安林		0 0.0%	0 0.0%	108,079 35.9%	88,686 29.5%	108,609 36.1%
山林		80,806 26.8%	139,959 46.5%	31,880 10.6%	44,557 14.8%	33,510 11.1%
原野		65,592 21.8%	13,552 4.5%	13,552 4.5%	11,352 3.8%	17,471 5.8%
荒地		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17,454 5.8%	327 0.1%
畑	30,394	149,954 49.8%	142,559 47.4%	142,559 47.4%	134,021 44.5%	136,153 45.2%
宅地		3,813 1.3%	4,559 1.5%	4,559 1.5%	4,559 1.5%	4,559 1.5%
墓地		418 0.1%	350 0.1%	350 0.1%	350 0.1%	350 0.1%
その他		396 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計		300,979 100%	300,979 100.0%	300,979 100.0%	300,979 100.0%	300,979 100.0%

これは養蚕業の拡大に歯止めとなっていると考えられる。持倉集落においては明治初年から営々と開いてきた畑地も水害という中・下流域の人達のために山村の有する土地利用にも制限がかかってきたのである。

保安林については資料1と資料2に示すように明治30年の森林法における保安林の取り扱いと明治44年の取り扱いに変化が生じている。明治30年の保安林制度から明治44年の改正には従来より容易に編入が可能となっている。今迄は農商務大臣の認可が必要だったものが44年以降は地方長官の判断でこれが可能となった。保安林編入による造林整備への補助金は勿論、地租及び公課は免ぜられた。民有地の土地収用についても「土地ノ使用又ハ収用ノ協議調ヒ…」とあり協議の必要性があったものから「裁決アリタルトキハ」に変更しており、土地収用（資料2）が容易になっており必要時には有無を言わず収用可能への道が開けていた。持倉集落の場合これに準じたか否かは確証はないが明治44年に一挙に保安林が増えたことと上記法令とは強い関連性があるのではないかと考えられる。

V 戦後における山村の変貌

戦後における持倉集落の生活変化は世界経済、日本経済と一衣帯水になり変化を遂げてきた。養蚕業の隆盛とそこからの撤退、こんにゃく栽培の隆盛と撤退、林業の隆盛と不況などである。そのつど、土地の利用も変化してきた。そして、今日そのニーズが山村に求められなくなって来ており山村から人が流出している。高齢化とともに山村の生活の場としての空間が閉じられようとしている。

VI まとめ

持倉集落は今、歴史的に消えようとしている。これまで述べてきたように持倉という小さな空間においても時代の変遷、経済活動の変化によりその生活環境も変化を遂げてきた。その結果、山村の高齢化、過疎化が進み消滅への道を辿っている。果たしてこの山間の集落の役割は終わったのだろうか。否、山間の集落の消滅は国土保全など森林の持つ多機能の消滅をも意味することを人々は理解すべきである。歴史的に見れば、明治43年の大水害を契機として森林法が改正され、山村集落に保安林が設定された。このことは、山村の国土保全機能がはじめて認識されたことになるが、もう一方では下流地域が上流地域の土地利用を大きく制約する要因ともなった。このような動きは、戦後、都市の発展のために水資源開発、電源開発に際して、一方的にダム建設を進めてきた、いわば下流域の論理の前哨戦として位置づけることが出来よう。

集落の人々は国有林、民有林を問わず、過去から生活の場としてこれらの森林へと足を運んできた。このことが森林を守ってきたのである。森林へ足を運ぶということは小さな水漏れ、土石の崩

壊、倒木等々さまざまな現象が直ぐに発見され大惨事を未然に押さえることが出来、国土保全等に大きな役割を果たしてきた。近い例では長野県の川上村と南相木村の対比がその間の現象を物語っている。前者は高原野菜の出荷で村全体が潤っている。しかし、村の山林は放置され人々の生活と森林の関係は希薄となり、森林は荒れるにまかされている。一方、後者は高原野菜を川上村のように作っていないが、森林への愛着は大変大きなものがある。菅原聰らの調査によると両村の比較では明らかに南相木村の人達の生活の質が川上村とは異なっている。自然を大切に、自然と共に生活していくという姿勢が森林を守り、大きな見地から国土保全や森林の持つ多様性の機能を発揮させるということに着目せねばならない。しかし、この南相木村でさえ過疎化がすすんでいる。こういった村が自立出来てこそ国土保全などの機能を維持できるものである。人工林の多い日本の森林は人手が必要である。絶えず人が見守らなければ荒れていく。「森林法」でも森林の持つ多様性機能に言及しているがこの機能発揮には基本的に山間部に人が住まなければその目的を達せられないということが欠落しているようにしか思えない。山に人が住み、森を手入れするという基本的な行為が為されていない昨今、国土保全、水源涵養、自然休暇村等々の構想も絵に描いた餅ともなりかねない。

今、これらの山村が成り立つように経済的基盤を強化しようとする策が種々取られてきている。グリーンツーリズムや観光資源の有効活用などがそれらであるが何れも都市部の人々の消費性向に一喜一憂して振り回されており成功したと思えば失敗へと繋がって行くケースが多い。その中でも山村の持つ本来の資源に着目し経済的活用を図ろうとした動きが各地で試みられている。西野らが提唱している群馬県西上州における産直住宅構想などがそれである。これは従来の山村振興策とは意味合いが少し異なるように思える。構造的に山村の経済的自立を目指し産業として上流・下流のそれぞれの長所を生かした循環的な産業を確立しようとしていると思える。地産、地消を謳い、顔の見える木材の利用である。これらと軌を一にし、つい最近、神奈川県においても産直住宅による建設資金の利子補給に見られるように各地にこの構想が広がろうとしている。今迄、見てきたように経済的要因により、その生活が影響を受けてきた山村が経済的に安定自立することこそ山間部への定着が図られると考える。

日本の社会は都市、農村、漁村、山村がそれぞれの役割を果たしてこそ健全な社会構築が可能になると考える。山村の消滅は日本社会の構造を歪な形にしかねないと危惧するものである。今、消滅せんとしている持倉集落を考えるにあたり、日本の行政は100年先、200年先の日本を見つめ山間部に人が暮らせる行政を施すことが肝要である。昨今、群馬県の戸倉ダムの建設中止が決定されたが都市部の水利用の有無により山村の人々がそれに対し右往左往させられその結果、切り捨てられようとしている。ダム建設は一時、山間部の経済を潤すことが可能でも100年、200年単位で潤すことが可能だろうか。日本の社会構造をもっと長期的に見ることがもっと大切であると考えらる。

多面的機能評価が山間集落の維持存続にどのように結びつくのか、明らかではない。それゆえに、

山村の歴史的役割に対する評価が重要であり、このような視点から本格的なデカップリング政策のあり方を国民的に検討していくことも必要ではないだろうか。消滅しようとしている持倉集落の歴史は、山村の歴史的評価の必要性を示唆しているように思われる。

【参考文献】

- 1) 西野寿章 (2003):『山村地域開発論』、大明堂
- 2) 藤田佳久・菊池俊夫・西野寿章編 (1995):『人間環境と風土』、大明堂
- 3) 保安林制度百年史編集委員会編 (1997):『保安林制度百年史』、(社) 日本治山治水協会
- 4) 馬県立文書館 (1987):『甦る地籍図』
- 5) 中里村教育委員会 (1995):『中里村の歴史』、
- 6) 遠藤安太郎編 (1934):『日本山林史保護林編』、
- 7) 大日本山林会:『日本林業発達史』
- 8) 菅原聰 (1996):『人間にとって森林とは何か』、(株) 講談社、
- 9) 西尾隆 (1998):『日本森林行政の研究』、東京大学出版会
- 10) 関東地方建設局監修 (1981):『利根川その治水と利水』、国土開発調査会
- 11) 利根川百年史編集委員会編 (1987):『利根川 100 年史』、建設省関東地方建設局
- 12) 吉池慶正 (1910):『養蚕に関する水害善後策』、大日本蚕糸会
- 13) 関口正巳 (2000):『群馬歴史民俗第 13 号』、
- 14) 飯島康夫 (2000):『群馬歴史民俗第 14 号』、山村の生業と民俗—上野村西部の村落における事例から
- 15) 渡邊尚志・五味文彦編 (2002):『新体系日本史 3 土地所有史』、(株) 山川出版
- 16) 群馬県立文書館 (1987):『村のくらしと山林原野』
- 17) 根岸門蔵 (1982):『利根川治水考』、根岸祐吉

資料 1 (法令全書 第三十巻ノ二 明治三十年 内閣官報局)

明治 30 年 4 月 6 日に公布された森林法の中、保安林に関する部分

森林法 (明治三十年四月六日)

第二章 營林ノ監督

第三條 公有林及社寺林ニシテ……私有林ニシテ荒廢ノ虞アルトキハ主務大臣ニ於テ營林ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

第三章 保安林

第八條 森林ニシテ左ニ列記スル箇所ニ在ルモノハ保安林ニ編入スルコトヲ得

- 一 土砂崩崩流出ノ防備ニ必要ナル箇所
- 二 飛砂ノ防備ニ必要ナル箇所
- 三 水害、風害、潮害ノ防備ニ必要ナル箇所
- 四 積雪、墜石ノ危険ヲ防止スルニ必要ナル箇所
- 五 水源ノ涵養ニ必要ナル箇所
- 六 魚附ニ必要ナル箇所
- 七 航行ノ目標ニ必要ナル箇所
- 八 公衆ノ衛生ニ必要ナル箇所
- 九 社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ニ必要ナル箇所

(略)

第十六條 保安林ノ編入解除ハ地方森林會ノ議決を經テ主務大臣之ヲ決定ス

限界集落における土地利用の変遷と上・下流域関係に関する一考察

(略)

第十九條 保安林ニ於テハ皆伐及開墾ヲ爲スコトヲ得ス

第二十条 府縣知事ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保安林ニ於テ土石切芝ノ採取、樹根ノ採掘又ハ牛馬ノ放牧ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ保安林ノ伐木ヲ禁止又ハ制限スルコト得

第二十二條 主務大臣ハ保安林ニ關シ其ノ森林ノ所有者ニ營林及保護ノ方法ヲ指定シ且其ノ使用収益ヲ制限スルコトヲ得

(略)

第二十五條 政府ニ於テ保安林ヲ買上ケムトスルトキハ之ヲ拒むコトヲ得ス

第二十六條 保安林ニ編入セラレタル爲損害ヲ蒙リタル森林所有者ハ其ノ伐木ヲ禁止セラレタル場合ニ於ケル直接ノ損害ニ限り補償ヲ求ムルコトヲ得但御料林、國有林ニ對シテハ補償を爲スノ限ニ在ラス

前項ノ損害ニシテ申請ニ係ルモノハ申請者之ヲ補償シ命令ニ係ルモノハ政府之ヲ補償ス但シ申請者ノ補償ニ係ルモノハ政府ニ於テ其ノ三分ノ一以内を補助スルコトヲ得

損害ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ之定ム

第二十七條 第二十五條ノ買上價格又は前條ノ補償金額ニ付協議整ハサルトキハ地方森林會ヲシテ評決セシムヘシ若シ之ニ服セザル者は評決ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十八條 保安林ニ編入セラレタル森林ハ地租及公課ヲ免ス

第二十九條 官地私木ノ森林ニシテ保安林ニ編入セラレタルモノハ借地料ヲ免ス

第三十條 從來ノ禁伐林、風致林又ハ伐木停止林ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ保安林トシ其ノ森林ニ對スル從來ノ制限ハ仍其ノ效力ヲ有ス

資料 2 (官報 第八千三百九十六号 明治四十四年六月十九日)

明治 44 年の森林法改正項目

法律第 75 号

森林法中左ノ通改正ス

第二十二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第三十七條ノニノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三項ニ左ノ一項ヲ加フ

地方長官ニ於テ第三十七條ノニノ規定依リ保安林編入解除ニ關スル處分ヲ爲シタルトキハ前項ノ手續キヲ爲スヘシ

第三十七條ノニ

主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定シタル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第五十條中「土地ノ使用又ハ収用ノ協議調ヒ、裁決確定シ又ハ判決アリタルトキハ補償金又は担保ノ裁決確定セザルトキト雖」ヲ「第五十五條第一項ノ裁決アリタルトキハ」ニ改ム

第五十六條

土地収用法第六十四條及第六十七條ノ規定ハ本章ニ依リ使用又ハ収用セラレタル土地ニ之ヲ準用ス

第七十八條

森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ニ於テハ地方長官ニ於テ必要ト認メ主務大臣ノ認可ヲ得テ指定シタル場合ヲ除クノ外火入ヲ爲スコトヲ得ス 前項指定ノ場合ニ於テ火入ヲ爲サムトスルトキ又ハ前項以外ノ土地ニシテ森林ニ接近セル土地ニ火入れヲ爲サムトスルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ受クヘシ